

PCB 廃棄物（稼働中の変圧器・コンデンサー・安定器等を含む）の期限内処理について

過去に製造された変圧器・コンデンサー（X線機器等に使用されているものを含む）・業務用照明器具安定器等の機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されたものがあります。稼働中のPCB使用製品および廃棄物となったもの（PCB廃棄物）については、法律により、**期限内に処理**することになっています。キュービクルや倉庫、X線機器、照明器具等にPCBを含むものが残っていないか今一度ご確認ください。処理先と処分期間は下記のとおりですので、所有者の責任により、計画的な処理をお願いします。

PCB廃棄物の処理先と処分期限

PCB 廃棄物の種類		処理先	処分期間 ^{※2}
高濃度	廃 PCB 等、廃変圧器、3kg 以上の廃コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO ^{※1}) 大阪事業所	2021年3月31日まで (処分期間終了)
	上記以外の高濃度 PCB 廃棄物（安定器、汚染物等、3kg 未満の廃コンデンサー等及びこれらの保管容器）	中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO ^{※1}) 北九州事業所	2021年3月31日まで (処分期間終了)
低濃度	低濃度 PCB 廃棄物	・無害化処理認定施設 ・許可施設	2027年3月31日まで

※1 JESCOとは国が100%出資している高濃度PCB廃棄物を唯一処理できる会社です。

※2 稼働中のPCB使用機器についても処分期間は同じです。

《高濃度 PCB 廃棄物の処理について》

- 姫路市内において高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合は、すぐに姫路市産業廃棄物対策課または JESCO にご連絡ください。

JESCO への問い合わせ先（JESCO ホームページ <http://www.jesconet.co.jp/>）

対象保管者	JESCO 連絡先	電話番号
高濃度 PCB を含む廃変圧器、3kg 以上の廃コンデンサー等を保管している事業者	大阪事業所 営業課	06-6575-5575
上記以外の高濃度 PCB 廃棄物を保管している事業者	北九州事業所 近畿・東海エリア分室	06-6575-5585

《低濃度 PCB 廃棄物の処理について》

- 低濃度 PCB 廃棄物は、環境大臣が認定した無害化処理認定施設等で処理することになります。詳しくは環境省ホームページをご覧ください。
(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)

裏面に続く→

《PCB 含有の有無の判別について》

- PCB 廃棄物は、PCB 濃度が高濃度か低濃度かで処分方法が異なります。銘板の確認等で高濃度かどうかの確認を行います。また、高濃度に該当しない場合でも、低濃度に該当する可能性がある場合は分析が必要です。PCB 含有の有無の判別について、詳しくは環境省ホームページ「PCB 早期処理情報サイト」内の「PCB 含有の有無を判別する方法」をご覧ください。
(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/method.html>)

《PCB の有無が不明の廃棄物・機器をお持ちの方へ》

- 変圧器・コンデンサー・業務用照明器具安定器等をお持ちの方は、当該機器メーカーに対して PCB の有無について確認してください。
- 処分期限を踏まえて計画的に分析等を行い、PCB 廃棄物であった場合には適切に処理を行ってください。
 - ① 製造年・型式等から明らかに高濃度 PCB ではないが、低濃度（微量）PCB 混入の可能性がある場合
→ 分析を行い、低濃度 PCB 廃棄物であった場合には、2027 年 3 月 31 日までに処理してください。
 - ② 銘板がない、読み取れない等で、高濃度 PCB である可能性が否定できない場合
→ 早急に分析機関に PCB の分析を依頼し、PCB の濃度を確認してください。
ただし、安定器については、判別不可の物は高濃度 PCB 廃棄物として処理してください。

《届出について》

- 姫路市内で PCB 廃棄物を保管している場合、姫路市への届出が必要となります。
詳しくは姫路市産業廃棄物対策課ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/category/2-10-1-2-12-0-0-0-0-0.html>)

《罰則について》

- PCB 廃棄物の保管事業者が期限内に処分を行わない場合、環境大臣又は姫路市長は保管事業者に対し、期限を定めて、PCB 廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができま
す（改善命令）。この改善命令に違反した者は、3 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰
金に処し、またはこれを併科されます。

（次ページに、変圧器・コンデンサー・業務用照明器具安定器の簡単な説明について記載して
おりますので、ご確認ください。）

《問い合わせ先》

姫路市役所 産業廃棄物対策課
Tel : 079-221-2405

《変圧器・コンデンサー・安定器について》

■変圧器、コンデンサーの例を下に示します。



〈 変圧器 〉



〈 コンデンサー 〉

昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)に国内で製造された変圧器、コンデンサーには、絶縁油に高濃度 PCB が使用されたものがあります。判別については、製造年や銘板を確認のうえ、各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

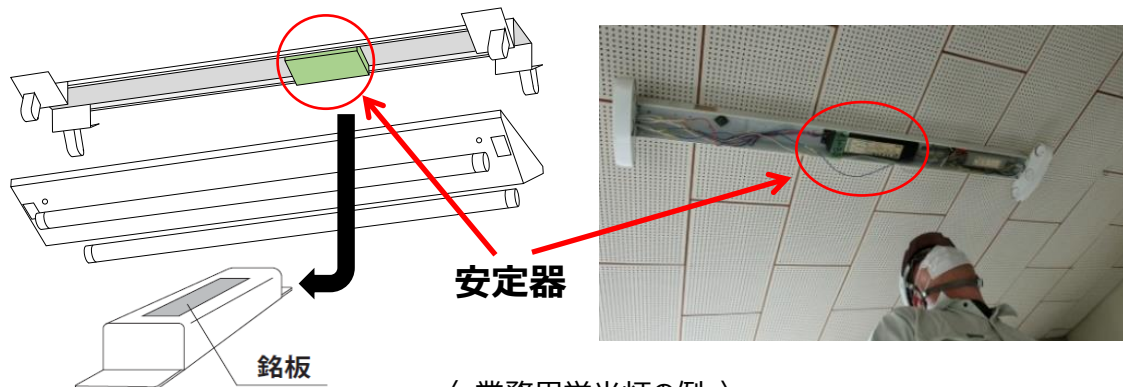
(https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

また、PCB 濃度が 0.5%以下のものは低濃度 PCB に分類されます。高濃度 PCB 廃棄物に該当しない場合でも、低濃度 PCB 廃棄物に該当する場合がありますので、銘板を確認のうえ、各メーカーにお問い合わせください。

【医療用 X 線機器について】 昭和50年(1975年)以前に製造、輸入販売された X 線機器等の医療用機器には、高濃度 PCB を含むコンデンサー等が使用されたものがあり、当該コンデンサー等も期限内に処分しなければなりません。医療用 X 線機器の PCB に関する情報については、(一社)日本画像医療システム工業会のホームページを参照してください。

(<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>)

■ PCB 使用安定器を使用した照明器具の例を下に示します。



〈 業務用蛍光灯の例 〉

昭和32年(1957年)1月から昭和47年(1972年)8月までに国内で製造された業務用蛍光灯・水銀灯・低圧ナトリウム灯など照明器具の安定器(照明のちらつきをなくす電気機器)には、PCB が使用されたものがあり、昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物については PCB 使用安定器が設置されている可能性があります。なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器には PCB が使用されたものはありません。判別については、製造年や銘板を確認のうえ、各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してください。

(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)